

給料手当とは 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

給料手当とは、企業が従業員に支払う「基本給＋各種手当」の総称で、会計上の勘定科目でもあります。役職手当・住宅手当などが含まれます。

手当の種類と課税

■ 法定手当（すべて課税対象）

手当名	内容
時間外手当	8時間超や週40時間超で支給。割増25%以上、60時間超は50%以上。
深夜手当	22時～5時の勤務に対して25%以上支給。
休日手当	法定休日の労働に対し35%以上支給。

■ 任意手当（一部非課税あり）

法律上の支払い義務はなく、企業の福利厚生目的で設定される手当です。多くは課税対象ですが、一部非課税となるものもあります。

手当名	課税	内容
通勤手当	非課税（上限15万円）	交通費補助
出張手当	非課税	業務に必要な範囲で
住宅手当	課税	家賃・ローン補助

■ 任意手当（一部非課税あり）

手当名	課税	内容
役職手当	課税	管理職などの職責に応じて
家族手当	課税	扶養家族がいる場合
食事手当	条件付き非課税	一定の条件を満たせば非課税

同一労働同一賃金ガイドラインと手当の見直し

「同一労働同一賃金」は、正規・非正規の不合理な待遇差をなくすための制度で、2020年から大企業、2021年から中小企業に適用されています。

同じ業務には同じ待遇が求められるため、家族手当など業務と関係のない「属人的な手当」は見直し対象です。企業はこれらを**基本給に統合**したり、**職務や能力に応じた手当に切り替える**などの対応が必要です。雇用形態による差別も認められていません。